

# 出雲国造の成立と出雲臣

武廣亮平 (日本大学経済学部)

はじめに

- 1 出雲国造と出雲臣
- 2 国造制と6～7世紀の東西出雲の勢力
- 3 『日本書紀』 斉明5年 是歳条の検討
- 4 出雲国における評の成立
- 5 出雲臣と出雲国造の成立

# 1 出雲国造と出雲臣

## アメノホヒの系譜

天菩比命の子、建比良命 — 出雲国造の祖（『古事記』上 神代）<史料1>

天穗日命 — 出雲臣の祖（『日本書紀』巻1 神代上）<史料2>

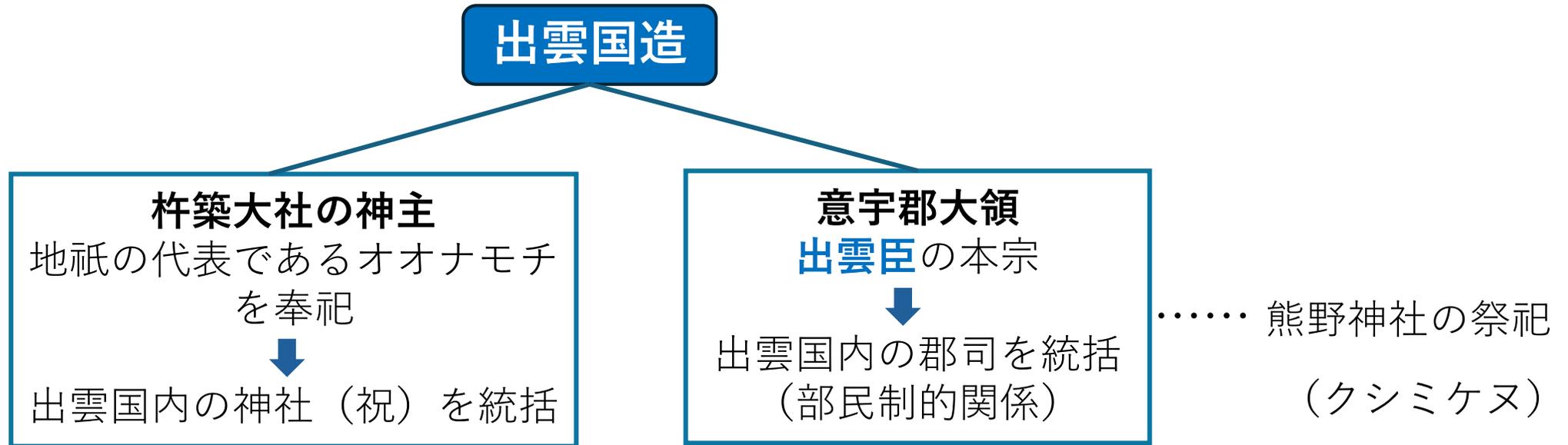
出雲国造神賀詞（『延喜式』巻8 祝詞）<史料3>

- 第1段 出雲国造が神賀詞を奏上する由来の説明
- 第2段 (1)出雲臣の祖であるアメノホヒによる荒ぶる神の平定と国作大神（オオナモチ）の鎮定
- (2)オオナモチとその御子神の鎮座の由来
- (3)カミルギ・カミルミとアメノホヒの交渉
- 第3段 天皇の健康と長寿にたどえた神宝の献上と神賀詞の奏上

史料上での出雲臣と出雲国造の書き分け

出雲臣と出雲国造の成立をそれぞれ独自に考えてみる

# 神賀詞奏上儀礼にみる出雲国造と出雲臣（森公章1994を参照）



## 出雲国造の性格

オオナモチ（杵築大社）の祭祀

「出雲国造斎神」（『令集解』神祇令天神地祇条）<史料4>

令制前の「国造」としての性格 → その成立と性格が議論となる

## 出雲臣の性格

意宇郡を中心とした出雲国の最有力氏族

→ 東部を拠点としつつ「出雲臣」という氏族名であるのはなぜか

アメノホヒの後裔氏族

『日本書紀』に見える「出雲臣之祖」

書紀の編纂過程で出雲臣と結び付けられたものと考えられる

出雲振根（崇神60年7月条）

淤宇宿禰（仁徳即位前紀）

淤宇宿禰は5世紀頃に実在した人物と理解することは可能であるが

出雲臣との関係については明らかではない

存在が確実な「出雲臣」の記事

出雲臣果安<史料5>

神賀詞奏上記事の初見であり、かつ出雲国造とのセット関係が確認できる最初の記事でもある

# 『出雲国風土記』にみえる郡司と新造院建立者

	郡 司				新造院建立者
	大 領	少 領	主 政	主 帳	
意宇郡	<b>出雲臣広嶋</b> (出雲国造)	<b>出雲臣</b>	林臣 <b>出雲臣</b> (擬主政)	<b>出雲臣</b> 海臣	日置君目烈 (山代郷新造院) <b>出雲臣弟山</b> (山代郷新造院) 日置部根緒 (山国郷新造院)
島根郡	社部臣	社部石臣	蝮朝臣	<b>出雲臣</b>	
秋鹿郡	刑部臣	蝮朝臣 (権任少領)		日下部臣	
楯縫郡	<b>出雲臣大田</b>	高善史		物部臣	<b>出雲臣大田</b> (沼田郷新造院)
出雲郡	日置部佐氏麻呂	大 臣	部 臣	若倭臣	日置部臣布禰 (河内郷新造院)
神門郡	神門臣	刑部臣 (擬少領)	吉備部臣	刑部臣	神門臣 (朝山郷新造院) 刑部臣 (古志郷新造院)
飯石郡	大私造	<b>出雲臣弟山</b>		日置首	
仁多郡	蝮部臣	<b>出雲臣</b>		品治部	
大原郡	勝臣	額田部臣	日置臣	勝部臣	勝部君虫麻呂 (斐伊郷新造院) 額田部臣押嶋 (屋裏郷新造院) 樋印支知麻呂 (斐伊郷新造院)

## 2 国造制と6～7世紀の東西出雲の勢力

### 1) 国造制の成立

筑紫君磐井の乱とその平定を契機に、倭王権による中央集権的地方支配である国造制が成立したという見方が有力（森公章2014）

国造制の成立時期やその契機については多くの議論がある

### 2) 最近の出雲国造成立論

- ・当初は東部のオウと西部のキヅキ（イズモ）の二系列が出雲国造となりうるプレ出雲臣の段階であり，当初は西部のキヅキ（イズモ）がやや優勢であった可能性が高い（仁藤敦史2016）
- ・国造的な機能を持つ豪族は6世紀後半以前には出雲の東西にそれぞれ存在し，そこから出雲国全体に及ぶような出雲国造が成立したのは6世紀後半以降である（平石充2015）

このような議論の背景には出雲国地域における古墳時代研究の進展がある  
6世紀における東西地域勢力の並立状況

### 3) 出雲国西部地域勢力の性格

『日本書紀』推古25年6月条<史料6>

「出雲国言さく、神戸郡に瓜あり。大きき缶の如し。」

推古25年 = 617年であり、年代的にも史実と見なして良い

この記事は「出雲国」の報告とあるが、実際には「神戸郡」地域からヤマト王権になされたものと考えられないか

→ だとすればこの時の報告主体は「神戸郡」地域の支配者、すなわち当該地域の「国造的な機能を持つ豪族（平石）」ということになる

7世紀前半の段階でも出雲国地域を統括する出雲国造は未成立？

神門臣（『出雲国風土記』出雲・神門郡条）がこの「国造的な機能を持つ豪族」に当たると思われる

→ 古代の国造制研究の観点から神門郡地域勢力の性格を考える必要性がある

7世紀前半には意宇郡地域と神門郡地域に「国造」が存在した可能性

出雲国で郡名以上の地名をウジ名に冠するのは「出雲臣」と「神門臣」

### 3 『日本書紀』 斉明5年是歳条の検討 <史料7>

#### 1) 出雲国造について

史料に確認される確実な「出雲国造」の初見

なぜ「闕名」（名を闕す）なのか

『日本書紀』の「闕名」記事は原史料に名が記されていないからであり、書紀の編者がそれに忠実であったため（坂本太郎1964）

斉明紀の阿倍比羅夫北征記事

／ 実録型（ヤマト政権側の記録）  
＼ 氏族伝承型（阿倍氏の家記） — 「阿倍臣闕名」とある

これは「出雲国造」氏の記録に依拠した記事ということになる

では「出雲臣」ではなく「出雲国造」と表記されているのはなぜか

→ 「厳神之宮」の祭祀が出雲国造に課されていたことと関連するもの

特定の氏族ではなく「出雲国造」という地位が重要

	年 代	「關名」の人物
1	敏達13年9月条	鹿深臣<關名字>、佐伯連<關名字>
2	崇峻即位前紀条	春日臣<關名字>
3	推古8年是歳条	境部臣・穂積臣<並關名>
4	推古26年是歳条	川邊臣<關名>
5	推古31年是歳条	小徳大伴連<關名>
6	推古32年4月戊申条	阿曇連<關名>
7	推古32年10月癸卯条	阿曇連<關名>
8	皇極3年3月条	菟田郡人押坂連<關名>
9	大化元年8月癸卯条	来目臣<關名>
10	大化2年3月辛巳条	富制連<關名>、朴井連・押坂連<並關名>、阿曇連<關名>、太市連<關名>、涯田連<關名>、 小緑連・丹波連<並關名>、羽田臣・田口臣二人<關名>、平群臣<關名>、 朝倉臣・椀子連・三河大伴連・蘆尾臣<四人並關名>
11	大化5年3月甲戌条	額田部湯坐連<關名>
12	齊明4年4月条	阿倍臣<關名>
13	齊明5年3月是月条	阿倍臣<關名>
14	<b>齊明5年是歳条</b>	<b>出雲国造&lt;關名&gt;</b>
15	齊明6年3月条	阿倍臣<關名>
16	天智称制1年12月丙戌条	狭井連<關名>
17	天智称制2.5.癸丑	犬上君<關名>
18	持統6.7.乙未	御浦郡少領<關姓名>

## 2) 巖神 (いつくしのかみ) 之宮について

(「神の宮を修巖 (つくりよそ) はしむ」という読み方もある)

熊野大社とする説 — 意宇郡に関する記事に関連付けられている

杵築大社とする説 — 出雲国造に「修」ることを命じている

記事の内容から杵築大社と理解すべきか

この記事は杵築大社の「創建」なのか「改修」なのか？

「出雲大神宮」(『日本書紀』崇神60年条ほか)の位置づけ (菊地照夫2016など)

## 3) 於友 (意宇) 郡の性格

「於友郡」に関する記事は杵築大社の創建に対する意宇郡地域の抵抗を示すものという見解 (門脇禎二1976ほか)

於友評としての評価

この記事から斉明朝における神評としての意宇評の存在を確認できるとする (平石充2013)

## 4 出雲国における評の成立

### 1) 「出雲国造系図」の検討

『国造北島氏系譜』を基本史料とした研究により「古系図」の存在が明らかにされる（高嶋弘志1985）

高嶋氏が復元した古系図

天穗日命 …… 意波苦大臣 — 美許奈大臣 — 叡屋臣  
帯評督

### 2) 叡屋臣について

叡屋臣は「帯=評督-」=評督の地位にある

大化年間に評の官人に任命された最初の人物と考えられる

「叡屋」はウジ名ではなくこの人物の居住地名か

『日本書紀』に見える葛城氏の人名 — 「蟻臣」「円大臣」

「揖屋」や「塩冶」などの地名に比定することが可能か

この人物の実態解明が出雲臣の成立を解くカギとなる

### 3) 意宇郡地域における支配制度の変遷

6世紀

7世紀中葉

8世紀初頭

大化5 (649) 年説が有力

大宝律令 (701)

国造制

評制 (評督・助督)

郡制 (大領・少領)

意宇国造?

意宇評督

意宇郡 (出雲臣)

### 4) 神郡としての意宇郡

神郡とは特定の神社の財源基盤となる郡であり，郡内の税（租・調・庸）のすべてが神社の経営に使われる

古代の神郡

安房国安房郡（安房坐神社），下総国香取郡（香取神宮），常陸国鹿島郡（鹿島神宮）  
伊勢国多気・度会郡（伊勢神宮），出雲国意宇郡（熊野坐神社・杵築大社），筑前国  
宗像郡（宗像神社）

筑前国宗像郡・出雲国意宇郡の郡司 — 親族の連任を許可 <史料 8 >

## 5 出雲国の成立と出雲国造・出雲臣

令制国としての出雲国の成立 — 7世紀後半  
国造氏の成立

『続日本紀』大宝2年4月13日条 <史料9>

諸国の国造の氏を定め国造記に記す

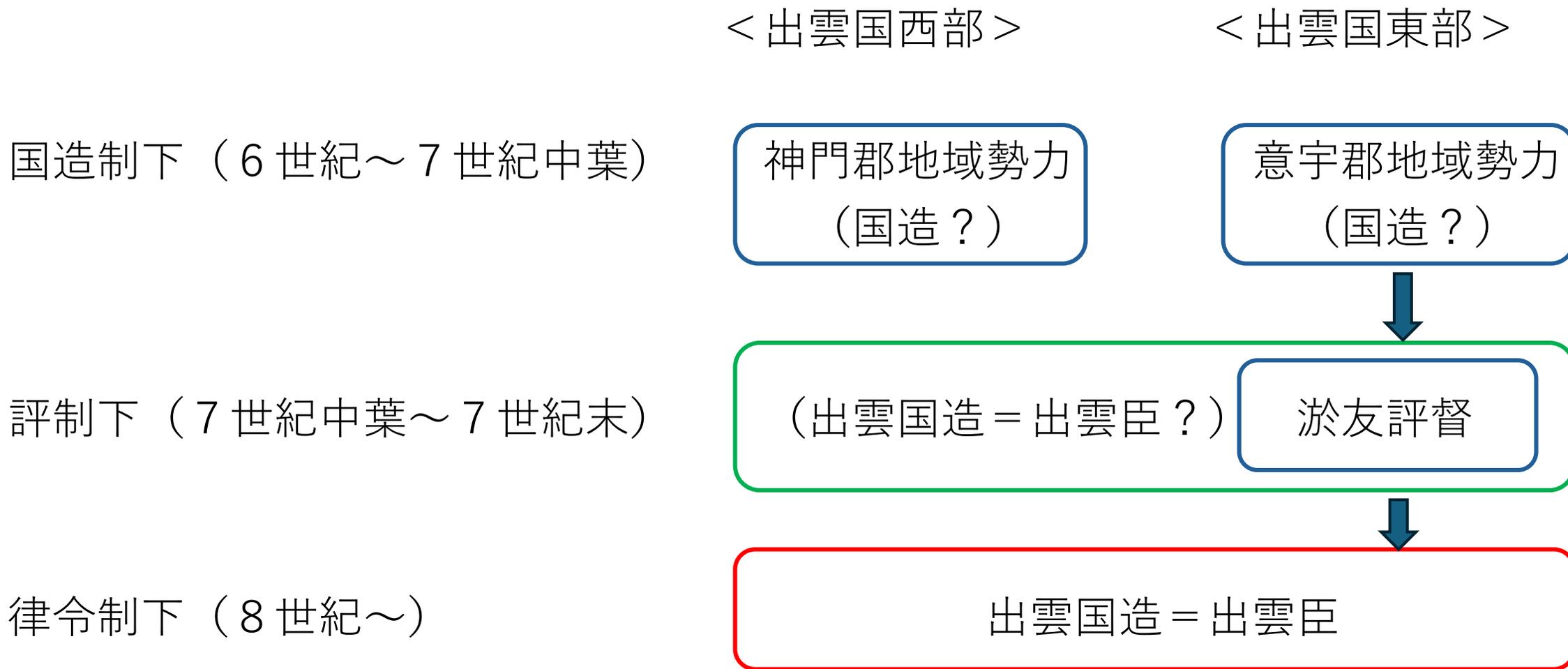
この時に「出雲国造」としての出雲氏が確定したことは間違いない

一方で国郡制支配のもとでの「国造」の性格についても考える必要  
残された課題

出雲臣が東部（意宇郡）を中心とした勢力であるという点

→ 結局この問題は「出雲臣」がいつ成立したのかという問題につながる  
東部勢力がある段階で出雲国地域を統括する国造になったとした場合、国造名  
や国名がその根拠地名である「意宇国造」「意宇国」ではなく「出雲国造」  
「出雲国」である点の明快な説明はない（吉松大志2019）

# まとめ



## 主要参考文献

門脇禎二『出雲の古代史』（NHK出版 1976年）

菊地照夫『古代王権の宗教的世界観と出雲』同成社 2016年）

坂本太郎「日本書紀と蝦夷」（坂本太郎著作集2『古事記と日本書紀』吉川弘文館1998年）

高嶋弘志「『出雲国造系譜』成立考」（『日本海地域史研究』第7輯 1985年）

仁藤敦史「欽明朝の王権と出雲」（『出雲古代史研究』26 2016年）

平石 充「神郡神戸と出雲大神宮・於友評」（島根県古代文化センター『古代文化研究』21 2013年）

平石 充「第5章 律令国家への歩み」（『松江市史』通史編1 2015年）

森 公章「出雲地域とヤマト王権」（新版『古代の日本4 中国・四国』（角川書店 1994年）

森 公章「国造制と屯倉制」（『岩波講座 日本歴史』第2巻 古代2（岩波書店 2014年）

吉松大志「出雲・石見・隠岐の首長権の展開と地域社会の構造」（島根県古代文化センター研究論集22『国家形成期の首長権と地域社会構造』2019年）

武廣亮平『古代出雲の氏族と社会』（同成社 2014年）

史料1 『古事記』 上卷 神代

故、此の後に生れし五

柱の子の中に、天菩比命の子、建比良鳥命、此は出雲國造、无邪志國造、上莖上國造、下莖上國造、伊自牟國造、津島縣直、遠江國造等が祖なり。  
次に天津日子根命は、凡川内國造、額田郡湯坐連、茨木國造、倭田中直、山代國造、馬來田國造、道

史料2 『日本書紀』 卷一 神代上

既にして素戔嗚尊、天照大神の鬚鬘、及び腕に纏かせる、八坂瓊の五百箇の御統を乞ひ取りて、天真名井に濯ぎて、豁然に咀嚼みて、吹き棄つる氣噴の狹霧に生まるる神を、號けまつりて正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と曰す。次に天穗日命、是出雲臣・土師連等が祖なり。次に天津彦根命、是凡川内直・山代直等が祖なり。

史料3 『延喜式』 卷八 祝詞

出雲國造 神賀 詞出雲國造者。種日命之後也。

八十日日波在毛。今日能生日能足日困。出雲國國造姓名恐美恐美申賜久。挂麻久恐岐明御神止大八嶋國所知。食須天皇命乃。手長能大御世止齋止者後齋時者。爲氏。出雲國乃青垣山内尔。下津石根尔宮柱太敷立氏。高天原尔千木高知坐須伊射那伎乃日真名子。加夫呂伎熊野大神。榭御氣野命。國作坐志大穴持命。二柱神乎始天百八十六社坐皇神等乎。某甲我弱肩尔太禰。取挂天。伊都幣。能緒結。天乃美賀秘。冠天。伊豆能眞屋尔龜草乎。伊豆能席登荊敷支。伊都閉黒益之天能隠和尔齋許母利氏志都宮尔忌靜米仕奉氏朝日能豊榮登尔。伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波久奏。

高天能神王高御魂神魂命能。皇御孫命尔天下大八嶋國乎事避奉之時。出雲臣等我遠。神天穗比命乎國體見尔遣時尔。天能八重雲乎押別氏。天翔國翔氏。天下乎見廻氏。返事申給久。豊葦原乃水穗國波。晝波如五月蠅水沸支。夜波如火盆光。神在利石根木立青水沫毛事問天。荒國在利。然毛鎮平天。皇御孫命尔安國止平久所知坐之米申氏。己命兒天夷鳥命尔布都怒志命乎副天降遣天。荒布神等乎撥平氣國作之大神毛。鎮天。大八嶋國現。事顯。事令事避支。

史料4 『令集解』 神祇令 天神地祇条

凡天神地祇者。神祇官。皆依常典祭之。

謂天神者。伊勢。山城。鴨。住吉。出雲國造齋神等類是也。地祇者。大神。大倭。葛木。鴨。出雲大

汝神等類是也。常典者此令所載祭祀事條是也。釋无別也。自大汝神以上。古記亦无別也。穴云。依常典。祭。謂四季所祠。及祭之調度。依別式備儲。大嘗每世每年等。謂之常典也。若調度齋日等。違失者。此神祇祭

史料5 『続日本紀』 靈龜二年二月十日条

丁巳、出雲國の国造外正七位上出雲臣果安、齋し竟りて神賀の事を奏す。神祇大副中臣朝臣人足、その詞を以て奏聞す。是の日、百官齋す。果安より祝部に至るまで一百一十餘人に、位を進め録賜ふこと各差有り。

史料6 『日本書紀』 卷三二 推古二十五年六月条

二十五年の夏六月に、出雲國言さく、「神戸郡に瓜有り。大きさ缶の如し」とまうす。是歳、五穀登れり。

史料7 『日本書紀』 卷二六 齐明五年是歳条

(A) 是歳、出雲國造名を闕せり。に命せて、神の宮を修嚴はしむ。狐、於友郡の役丁の執れる葛の末を嚙ひ断ちて去ぬ。又、狗、死人の手臂を言屋社に嚙ひ置けり。言屋、此をば伊浮耶といふ。天子の崩りましまさむ兆なり。又、高麗の使人、熊皮一枚を持ちて、稱其價りて曰はく、「綿六十斤」といふ。市司、咲ひて避去りぬ。高麗書師子麻呂、同姓の實を私の家に設する日に、官の熊皮七十枚を借りて、賓の席にす。客等、羞ぢ怪ひて退りぬ。(日本古典文学大系『日本書紀』下)

(B) 是歳、命出雲國造。修嚴。狐。於友郡の役丁。神の宮。狐嚙断於宇郡役丁所執葛末而去。又狗嚙置死人手臂於言屋社。

此云三伊浮耶。天  
子崩兆。

(新訂増補国史大系『日本書紀』下)

史料8 『続日本紀』 文武二年三月九日条

出雲国意乎の二の郡の司は、並て三等已上の親を連任することを聴す」とのたまふ。

史料9 『続日本紀』 大宝二年四月十三日条

庚戌、詔して、諸国の国造の氏を定めたまふ。其の名、国造記に具なり。

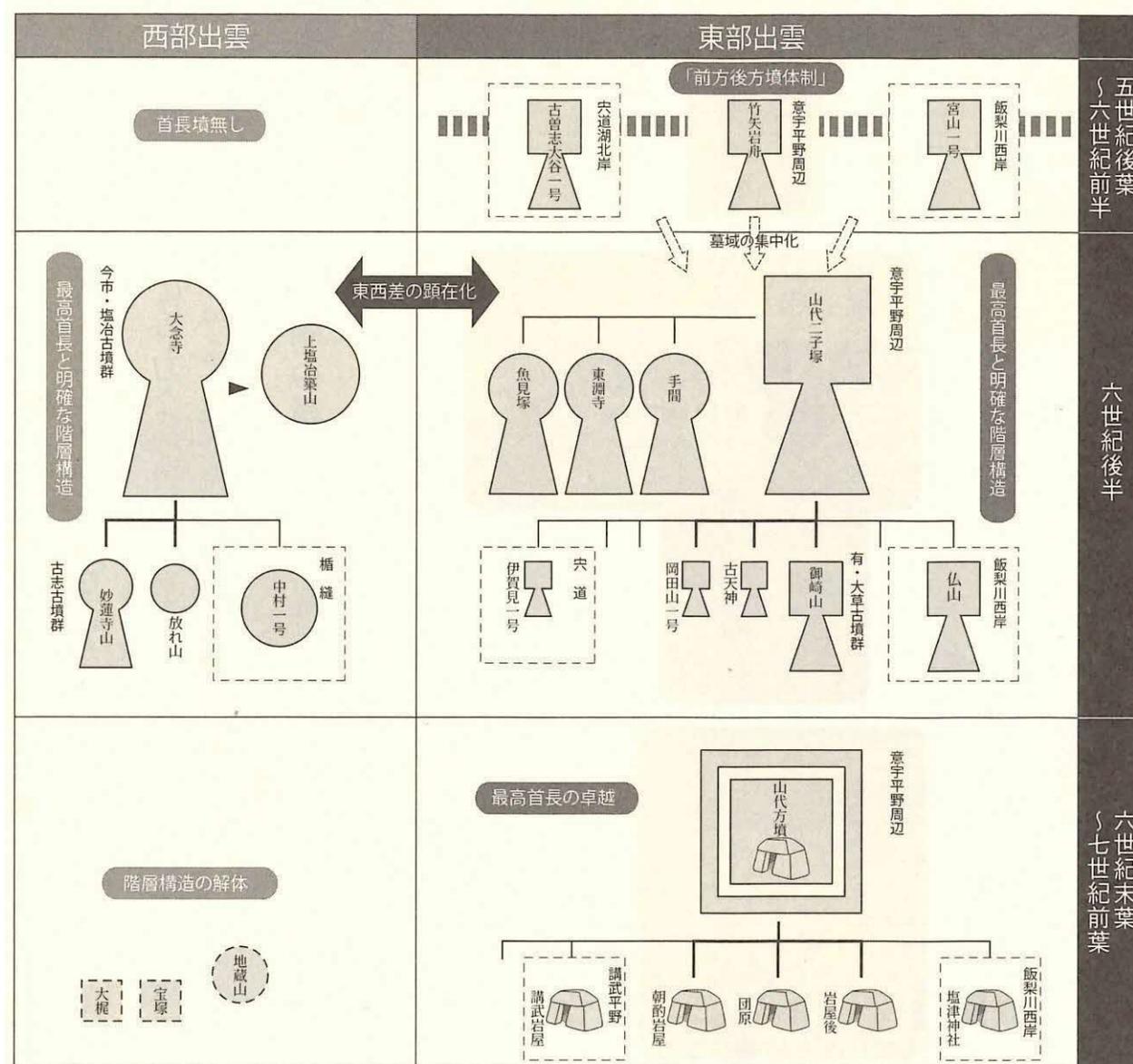


図4-29 東西出雲における首長権構造の変化